



4月より変更となる 傷病手当金・出産手当金の日額

私傷病により会社を休んだときや、出産により会社を休んだときには、健康保険から手当金が支給されることになっています。この手当金の額は、対象となる被保険者の標準報酬月額を元に計算されることになっていますが、この計算方法が平成28年4月より変更されます。そこで、今回はその計算方法を確認しておきましょう。



1. 傷病手当金・出産手当金の概要

傷病手当金は、私傷病によって働くことができないために会社を休み、給与が支払われないとき、出産手当金は、出産のため会社を休み、給与が支払われないときに、休業中の所得補償として支給されるものです。傷病手当金は、会社を休んだ日から連続して3日間（待期期間）の後、4日目以降の仕事に就くことができなかつた日について支給されます。また、出産手当金は、出産の日（実際の出産が予定日後のときは出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合98日）から出産の翌日以後56日目までの範囲内で、会社を休んだ日について支給されることになっています。なお、給与が支払われたときは手当金の額が調整されたり、支給されないこともあります。

2. 変更される標準報酬日額

現在、支払われる手当金の額は、1日につき標準報酬日額（標準報酬月額の30分の1に相当する額（10円未満四捨五入））の3分の2に相当する額（1円未満四捨五入）となっていますが、平成28年4月からは、手当金が支給される月以前の1年間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2となります。

今回の改正により、手当金の金額の計算は複雑になります。休む人にとって、手当金は貴重な収入源になりますので、変更内容を理解し、対象となる人には事前に説明できるようにしましょう。

3. 入社後すぐに 手当金の対象となった場合

入社（資格取得後）後、1年未満で手当金の支給対象となった場合には、2. で挙げた1年間の平均で計算することができません。このような場合には、以下のいずれか少ない額の3分の2となります。

- ① 資格取得後から手当金が支給される月以前の月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
- ② 手当金が支給される月の前年度の9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額

4. 変更日に手当金を受けている 場合の対応

今回の手当金の変更は、平成28年4月1日から適用になりますが、4月1日より前に手当金が支給されていた人については、4月1日から変更後の計算で決定された額が適用となります。3月までの額と異なる人が出てきますので、支給されている人には事前の説明が求められます。